

# 宇和島市印刷入り封筒広告掲載契約書

宇和島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宇和島市印刷入り封筒（以下「宇和島市封筒」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、宇和島市印刷入り封筒広告掲載要領及び宇和島市印刷入り封筒広告掲載仕様書に基づき、甲が令和7年度に購入する宇和島市封筒に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

2 前項に定める目的を達成するため、甲は、封筒を使用するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約金額等）

第2条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

（1） 契約金額

角形2号（洋形長3封筒） 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（2） 契約期間

令和 年 月 日から令和8年3月31日までとする。

（3） 契約保証金

免除とする。

（契約金の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、宇和島市封筒に掲載した広告の代金として、第2条（1）に定める金額を、指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りでない。

（協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1） 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2） 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(下請けの禁止)

第8条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(広告内容)

第11条 乙は、封筒の作製に当たり広告主及び広告内容の基準については「宇和島市有料広告取扱要綱」「宇和島市有料広告掲載基準」に従うものとする。

2 第2条(2)に定める契約期間において、広告の変更があった場合、それによる甲における宇和島市封筒の印刷経費の増加分は乙の負担とする。この場合において、乙は甲が指定する者に直接支払うものとする。

3 乙は、封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(補則)

第12条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲) 愛媛県宇和島市曙町1番地  
宇和島市  
宇和島市長 岡原 文彰

(乙)